

労働環境の改善に係るセミナー等のお知らせ（一覧） (H30.3.1版)

働き方改革をはじめとする労働環境をよりよくするためのキャンペーンやセミナー、支援策等が多数用意されていますので、ご活用ください。 徳山労働基準監督署

項目	内容	問合せ先
働き方改革	各企業のワーク・ライフ・バランス実現などに向けた取組を支援するための相談窓口を設置しています。 また、企業等からの依頼に応じて「働き方改革支援アドバイザー」や「働き方・休み方改善コンサルタント」が訪問するなどして助言や提案を行う支援もあります。 ※詳しいご利用方法は、右記にお問合せください。	やまぐち働き方改革支援センター (山口県若者就職支援センター内) ☎083-974-2050 山口労働局 (雇用環境・均等室) ☎083-995-0390
介護事業場就労環境整備事業 (厚生労働省委託事業)	<個別訪問支援> 労働時間制度や安全衛生管理などに詳しく、介護業界の内情に通じた専門家が直接訪問（原則3回）して事業場内を見させていただき、就労環境上の問題点などをお伺いしながら、就労環境を整えるために必要な情報を提供するとともに対策案を助言します。 ※詳しくは、右記にお問い合わせください。	全国労働基準関係団体連合会 山口県支部 (山口県労働基準協会内) ☎083-925-1430
人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業 (山口労働局委託事業)	雇用管理の改善に課題が多いといわれる建設業を対象に、「魅力ある職場づくり」を進めていただくため、「雇用管理アドバイザー」による相談支援を行います。 ※個別相談の申込など、詳しくは右記にお問い合わせください。	労働調査会九州支社 ☎092-713-1772
就労環境整備	<p>過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応を強化する一環として、学生や就労経験の浅い方に向けた働く時の基礎知識が学べるポータルサイトを設けていますのでご利用ください。 ポータルサイト「確かめよう労働条件」 ホームページ http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/ ※「確かめよう労働条件」で検索してください。</p> <p>労働契約締結時には労働条件通知書などにより労働条件を労働者に通知しなければなりません（労基法15条）、求人票など求人・募集の段階で明示すべき事項についても職業安定法や指針で示されています。 近年、「固定残業代」（一定時間分の時間外労働や休日労働、深夜労働を定額で支払うもの）を含めた賃金表示をめぐるトラブルが見受けられることから、賃金が固定残業代制である場合には、固定残業代を除いた基本給の額や固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法など適切に表示してください。 また、求人票等の当初明示した労働条件を変更する場合は、変更内容を求職者が適切に理解出来るよう明示して、契約締結の折は実態に合った労働条件通知書を交付してください。</p>	<p>山口労働局 (監督課) ☎083-995-0370</p>
過重労働防止	<p>使用者には、労働者の始業・終業時刻を適切に把握して労働時間管理を行う責務が課せられていますが、自己申告制の不適切な運用等により実際の労働時間を過少に取扱う等により長時間労働や割増賃金の未払いが生じることがないよう、ガイドラインを示しています。 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」</p> <p>また、公共・民間にかかわらず全ての建設工事において、適正な工期設定等を行い、長時間労働の是正等を推進することを目的としたガイドラインも示されています。 「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」</p>	山口労働局 (監督課) ☎083-995-0370
賃金など業務改善	<p>中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (山口労働局委託事業)</p> <p>賃金上げを行うには売上げを伸ばすとともに、労働時間制度などの見直しも必要になることがあります。こうした経営、労務管理の課題解決を支援するため、社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家を派遣しています。 ※ご相談はフリーダイヤル☎0800-200-0186（山口県中小企業団体中央会内）まで。</p>	山口県最低賃金 総合相談支援センター (山口県中小企業団体中央会内) ☎083-922-2606
労働契約	<p>無期転換ルールがスタート</p> <p>平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に無期転換申込権の発生が見込まれ、対応の準備を呼びかけています。 ※詳しくは、「無期転換ポータルサイト」をご覧ください。</p> <p>無期転換ルールに関するあらゆるご相談を受け付けています。 例えば・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに5年を超えて働いているけど、申込みはいつできるのでしょうか？ ・いつの労働契約から、通算5年をカウントするのかを教えてください。 ・通算5年を超えたら自動的に無期転換されるの？ ・申込みは口頭でも大丈夫でしょうか？ ・申込みをしたら、いつから無期転換されるのでしょうか？ ・次の契約から無期転換を申し込もうと思っていたけど、会社に契約更新しないとされました。 <p>緊急相談ダイヤル 0570-069276（受付時間 月～金 8:30～17:15） （電話料金は発信者負担）</p> <p>※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。 直接、特別相談窓口（山口労働局 083-995-0390）にもご相談いただけます。</p>	山口労働局 (雇用環境・均等室) ☎083-995-0390
健康確保	<p>治療と職業生活の両立支援</p> <p>疾病を抱える労働者が業務によって悪化することがないように、就業や治療に対する配慮、例えば、時間単位年休や病休制度の整備、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等の勤務制度の充実など、治療しながらでも安心して働くことができることは、事業者にとっても人材の確保や生産性の向上としても期待できます。 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が示されているほか、</p> <p>①両立支援促進員による支援（無料） ②治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主への助成金制度 が利用できます。 また、事例など参考となるものを掲載したポータルサイトも設けられていますのでご利用ください。 ※詳しくは、右記にお問い合わせください。</p>	山口県地域両立支援推進チーム 山口労働局 (健康安全課) ☎083-995-0373 ②の助成金制度について (職業対策課) ☎083-995-0383 ①の支援について 山口産業保健 総合支援センター ☎083-933-0105
労働災害防止	<p>「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組</p> <p>県内休業4日以上の労働災害のうち「転倒」によるものが2割を超えています。啓発パンフレットによる配付や発生事業場における「再発防止のための自主点検」の実施などを進めています。 重点期間： 2月（積雪や凍結による転倒災害が覆い時期） 6月（安全週間準備月間）</p> <p>※啓発パンフレットは、「STOP！転倒災害プロジェクト」で検索してください。</p>	山口労働局 (健康安全課) ☎083-995-0373
	<p>建設業年度末労働災害防止強調月間</p> <p>年度末は、多くの工事が工期末を迎えることで現場が多忙となり、工事関係者の出入りが増えて現場が錯綜するなどにより、注意力が低下しやすく労働災害の多発が危惧される時期です。 こうしたことを踏まえ、年度末の災害防止活動の強化をお願いします。 強調月間： 3月1日～3月31日</p>	建設業労働災害防止協会 山口県支部 ☎083-924-3743

・セミナー等は定員に達した時点でお申込を締め切らせていただいている場合がありますのでご了承ください。